

令和5年度第3回山口警察署協議会会議録

開催日時	令和6年2月15日（木） 午後2時00分から午後4時20分までの間	
開催場所	山口警察署4階 講堂	
出席者	委員	石津委員、青木委員、山本委員、高橋委員、真庭委員、板垣委員 佐伯委員、金子委員、吉本委員、福田委員、上原委員 計 11名
	警察署	署長、副署長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、 刑事第二課長、交通課長、警備課長、警察安全相談課長 計 9名
議題	1 所管業務の推進状況 2 交通事故抑止対策の推進	
<p>1 会長挨拶</p> <p>令和5年度第3回山口警察署協議会を開催するに当たり、一言ご挨拶申し上げます。 今年の年明けは、最大震度7の地震が能登半島を襲い甚大な被害が発生するなど、かつてないものとなった。県警察では、広域緊急援助隊が被災地に入り、救助活動等に当たられたと承知しているが、厳しい環境の中での活動に頭の下がる思いである。</p> <p>次に、昨年11月、警察本部で開催された県下警察署協議会会長会議の内容をお伝えする。会議の中心は、各協議会の活動報告と意見交換であったが、発表を担当した協議会では、委員が主体的に活動していると感じた。また、主催者側である公安委員と警察本部長からは、「委員の意見が業務運営の参考になっている。」「警察業務をよく理解してほしい。」「地域住民と警察との架け橋となってほしい。」などの話もあり、協議会について考える良い機会となった。</p> <p>さて、今回の諮問事項は「交通事故抑止対策の推進」である。協議会通信で紹介されていたとおり、昨年、山口署管内の交通事故死者数は5人で、前年より5人増加となってしまった。山口署では、発生の都度、緊急対策を講じるなど、続発防止に努められたと伺っている。しかしながら、交通事故の抑止は、警察や行政だけで実現できることではない。道路を利用する県民一人一人が、地域、職域、学校、家庭等において、それぞれ取り組むべきことである。まずは、交通課長の説明を聞き、現状や警察の取組について理解した上で、皆様と協議しながら提言できることを探っていきたい。</p> <p>2 署長挨拶 (省略)</p>		

3 所管業務の推進状況（署長）

令和5年中の業務推進状況について、以下の項目に沿って説明を行った。

- (1) 警察安全相談課関係
 - ア 受理件数
 - イ 相談の内訳
- (2) 生活安全課関係
 - ア 犯罪抑止指定6罪種の認知件数
 - イ ストーカー・DV事案の取扱状況
 - ウ 児童虐待の通告状況
 - エ 少年の検挙・補導状況
- (3) 地域課関係
 - ア 110番の受理・出動件数等
 - イ 事案別110番の受理状況
- (4) 刑事第一課関係
 - ア 重要犯罪の認知・検挙状況
 - イ 重要窃盗犯の認知・検挙状況
- (5) 刑事第二課関係
 - ア うそ電話詐欺等の認知・検挙状況
- (6) 交通課関係
 - ア 交通事故発生状況
 - イ 交通死亡事故の特徴
- (7) その他の取組
 - ア 年末年始特別警戒隊の発隊式
 - イ 山口県警察視閲式の視察
 - ウ 山口商工会議所におけるアウトリーチ活動
 - エ 山口大学における110番広報
 - オ 寒稽古始め式
 - カ 犯罪被害者支援教養訓練

4 所管業務に関する質疑等

（委員）

自転車の盗難について、山口大学の中で被害が多いとの指摘があり、大学側と学生側の双方に注意喚起しているところである。学生特有の被害例もあると思うので、そうしたことを大学と共有していただきたい。

（委員）

湯の街通りの足湯に自転車が数か月放置されていたが、どのタイミングで警察に知らせたらよいのか分からずにいた。その後、湯田交番に放置自転車のことを伝えて確認してもらったところ、盗難自転車と判明したようだ。放置自転車を見つけた場合、すぐに警察に連絡した方がよいのか。

（署長）

駐輪場ではない場所でそうした自転車を発見した場合、警察に連絡してもらえれば、盗難被害の有無や所有者を調べることができる。機を失すると、再度、盗難被害に遭うことも考えられるので、気付いた時点で連絡をお願いしたい。

（委員）

アパートの駐輪場に住人以外の人が自転車を持ってきて、そのまま放置することがある。管理者であっても勝手に処分することはできないと思うが、警察に伝えれば対応してもらえるのか。

(署長)

勝手に処分するとトラブルになることもあるので、そのような場合も警察にご相談いただきたい。

(委員)

今日の午前中、地域交流センターにおいて、自転車のハンドルにかけていた傘が折られるという事案があったが、当事者は110番通報すればよいのか。

(署長)

110番通報でも、山口署に直接連絡しても、どちらでも構わない。

「これくらいのことを警察に言ってもよいのだろうか。」と迷うかもしれないが、悪戯のような事案でも、複数の自転車がその周辺で被害に遭っていることも考えられるので、遠慮なく通報していただきたい。

(委員)

少年の検挙・補導状況で、一昨年から2件減って26人、うち小学生が8人と説明していたが、山口市は平和な街だと思っていたので、件数の多さに驚いている。どのような理由で補導されているのか、また補導が多い地区はどこなのか、教えてほしい。少年犯罪は将来のためにどんどん減らしていかなければならないと考えているので、ぜひお聞きしたい。

(生活安全課長)

補導理由として最も多いのは、深夜徘徊と飲酒・喫煙である。

深夜徘徊とは、午後11時以降に未成年者が外を歩き回ったり、たむろしたりするもので、そうした少年を警察官が発見した場合、あるいは目撃者からの通報に対応した警察官が未成年者と確認できた場合に補導することとなる。家出して自宅に寄りつかない者も補導することがある。

少年事件の発生エリアについては、限定された地域はないが、種別としては万引きが多い。旧市街地で発生しており、徳地や阿東地区での把握はほとんどない。

(委員)

青少年の健全育成に関していろいろな活動を行っているので、今後も情報提供をお願いします。

5 諮問事項説明（交通課長）

- (1) 山口県内の交通事故発生状況
 - ア 交通事故死者数の推移
 - イ 令和5年中の発生状況
 - ウ 交通死亡事故の特徴
- (2) 山口署管内の交通事故発生状況
- (3) 交通事故抑止に向けた各種取組
 - ア 高齢者の交通事故防止対策
 - イ 横断歩道の安全対策
 - ウ 自転車等総合対策
 - エ 速度抑制対策
 - オ 反射材・ハイビームの活用促進

6 協議・検討

(委員)

横断歩道での一時停止とハイビーム走行についてお話しする。

まず、横断歩道での一時停止についてであるが、山口大学南門付近は、以前、車のスピードも速く、学生は横断歩道を渡れずに待っていることが多かった。ところが、何年か前から「横断歩道の手前では一時停止するものだ。」というCMが流れ始めて車が止まるようになり、学生も横断歩道を渡りやすくなった。先程、横断歩道での一時停止率のグラフを示してもらったが、令和元年から令和4年まで、着実に上がっていることが分かる。私自身、CMを見てから横断歩道の歩行者を意識するようになったので、この効果は大きかったと実感している。そこで、横断歩道での一時不停止の検挙数や事故件数等の推移をCMに反映させて広報すれば、更に効果が上がるのではないかと。

続いて、ハイビーム走行についてである。私が免許を取った頃、免許更新時の講習ビデオでは「ハイビームは対向車が眩しいのでライトは下向きに。」という内容であったと記憶している。これが頭の中に残っているので、急に「ハイビームで。」と言われても抵抗感があり、なかなか馴染めずにいる。ハイビームを使う状況とそうでない状況を具体的に説明してもらいたい。

(交通課長)

令和2年当時、横断歩道での取締りを強化したところ、道路横断中の死亡事故が大幅に減少したという統計もある。従って、そうした取締りや広報の効果が確実に表れたと言える。

ハイビーム走行については、基本はハイビームであり、前に車がいる場合や対向車が来た場合はロービームに切り替える必要がある。

(委員)

交通事故発生状況という資料に関し、コロナ禍と交通事故死者数、発生件数等との因果関係について聞きたい。

(交通課長)

コロナ禍が始まって以降、交通事故は減少している。資料のとおり、令和元年から令和4年まで、交通事故は全般的に減少しているが、コロナ禍明けの令和5年は全ての項目において増加した。コロナ禍により人の動きが抑制され、事故も減少したものと考えている。

(委員)

この資料に署としての考えも載せると分かりやすいと思うので、検討していただきたい。

ところで、事故発生件数が減少しても、高齢者の事故比率は高いままなのか。

(交通課長)

人口に占める高齢者の割合が高いため、高齢者が被害に遭うケースも多くなる傾向にある。高齢者の事故が全体の6割を占めているので、今後も高齢者の交通事故防止対策にしっかり取り組んでいきたいと考えている。

(委員)

自転車のマナーについて、並列で走る中高生を見かけることが多い。小学校では、3年生か4年生の時に、交通教室で自転車のマナーを教わっていると思うが、通学で自転車を利用することが多い中高生に対して実技指導を行えば、意識に変

化があるのではないか。

(交通課長)

昨年、山口市内において、中学校や高校の何校かを訪問し、自転車の実技指導を行っている。

また、山口高校の1・2年生を対象に、「スケアード・ストレイト」による実技講習も実施した。これはJA共済の協力により、スタントマンが自転車の危険走行による交通事故を再現し、それを実際に見ることで、自転車のルールやマナーについて学ぶというものである。

(委員)

横断歩道の安全対策について、歩行者に「どうぞ。」と合図しても渡らない、お互いが譲り合ってしまうことがある。こうした現状を改善するため、CMや歩行者優先をPRするための対策を考えてはいかがか。

(交通課長)

横断歩道での対応については、お互いが気を付けるというのが大前提だと考える。私にも同じような経験があるが、相手の気持ちを酌み、「それじゃ、お先に行かせてもらいます。」という気持ちになれば、スムーズに行くのではないか。どちら側も引かなければ、かえって渋滞を招くことになるので、互いに相手の気持ちを酌んでいただきたい。

(委員)

スーパーの敷地内にある横断歩道について、公道と同じように一時停止の義務はあるのか。渡ろうとドライバーを見て意思表示しても、こちらを無視して止まらない車が多いと感じている。

(交通課長)

青い横断歩道の標識が設置されていれば公安委員会の決定によるものであり、一時停止しなければ違反になる。一方、スーパーが独自に作った標識や横断歩道には規制の効力はなく、仮に一時停止しなかったとしても違反にはならない。しかしながら、取締りはできないものの、あくまでも横断歩道であるので、歩行者が渡ろうとしていれば、一般道と同様に止まって安全確認するべきだと思う。

(署長)

これは私見であるが、駐車場で皆が好き好きに歩くと、大変危険な状態になる。横断歩道を設けて動線を作れば、中には一時停止する車もあるし、停止しない車に対しても「ここは人が横断する場所だ。」と感じさせることができるので、大きな事故が起こりにくくなる効果があるのではないか。

(委員)

ハンドサイン運動は良い取組だが、その一方で懸念もある。ハンドサインばかりを広報し過ぎると、「ハンドサインをすれば車は必ず止まる。」というイメージを持ちかねないということである。そもそも、横断歩道に人がいれば渡るかもしれないので、減速して注意するのが基本である。ハンドサインに関係なく運転手は注意しなければならないのに、「ハンドサインしましょう。」と歩行者に責任を投げているような印象を受ける。運転手に手で合図するのは大切なことであり、これを否定するわけではないが、「横断歩道では減速して注意する。」ということも、もっと喚起した方がよいのではないか。

(委員)

高齢者の交通事故防止対策として、安全サポート車の普及を取り上げていたが、

高齢者の多くは年金生活者であり、県か市が補助しなければ、そうした車に買い替えることはできないと思う。

(委員)

高齢者からの相談で多いのは、「運転免許を返納した方がよいのか。」ということである。周囲からそのように言われ、本人も少なからずそう思っているが、それでは生活ができないという事情もあり、どのような環境を整えればよいのかと頭を悩ませる。警察がどこまで立ち入れるのか分からないが、警察から紹介できるサポート制度はないのか。

(交通課長)

警察が用意しているサポート制度の一つに、タクシー料金の割引があるが、代わりの交通手段を準備できる訳ではない。山口市には、公共交通機関が発達していない地域もあるので、現在、市においても検討されているようである。

(署長)

数年前、サポート車しか運転できない限定免許の制度が始まった。運転免許の自主返納にためらいを感じている方に対し、運転できる車をサポート車に限定するという条件を付与することで、返納を検討する上で選択肢を増やすという趣旨である。最近の申請件数は把握していないが、制度が始まった当初は申請が全くなかった。その理由の一つは、先程話に出たサポート車への買替えだと思う。

警察としてもいろいろな施策を出してはいるものの、なかなか決定的なものがない。こうした問題は警察だけでどうこうできるものではなく、国や自治体と協力しながら、どのような制度が良いのか考えていくべきである。今後、そうした機会があれば、警察からも提言していきたいと考えている。

(委員)

徳地地区には公共交通が通っていない。地域づくり協議会等では、6年前から公共交通について検討しており、各地区での意見を踏まえ、昨年4月から、「100円で行きたい所まで送迎する。」という事業を行っている。

免許証の返納は、高齢者の事故が多いという理由だけでは受け入れてもらえない。環境を整えてからでなければ、「返納しましょう。」と呼びかけても誰もついてこないのではないか。

(委員)

サポート車というのは、高齢者にどのようなサポートをしてくれるのか。

(委員)

自動で運転してくれるわけではないので、運転自体は自分でしなければならない。追突や踏み間違い、はみ出し等があった場合にブザーが鳴って知らせてくれるなどの機能がある。

(委員)

道路使用許可を取るには、山口署まで来る必要があるのか。昨年末、小学校と地域による合同イベントの準備をする際、道路使用許可を申請するため、先生が署まで行かなければならなかった。今の時代、オンライン等で申請できないのか。

(交通課長)

電子申請も可能であるが、許可証を受け取る際、ここまで来ていただくこととなる。

(委員)

免許の更新も、警察署か運転免許センターまで行かなければならない。警察本

部に聞くと、「徳地では手続きができない。阿東であれば毎週月曜から金曜までできる。」という説明であった。

一週間の内、一日くらいは徳地でもやってほしいとお願いしたところである。

(署長)

過去に、運転免許更新手続きの合理化を進めたことがある。これは、将来的な構想に基づいて進められており、県民の皆様の利便性向上を図ることが目的ではあるが、限られた人材で行っていく必要があり、いろいろと試行錯誤している最中である。即日交付窓口を増やすこと、窓口のない地域では週一回、月一回の出張更新サービスを行うことなどを構想として残してきた。

今後、皆様のご負担が少しでも軽くなるような取組が進められるのではないかと考えている。

7 配付資料等

- 令和5年度第3回山口警察署協議会資料
- 諮問事項「交通事故防止対策の推進」に関する資料
- 交通関係の各種パンフレット、反射材等のグッズ

8 その他

次回の協議会は、令和6年6月に開催予定とした。